

豊川市総合計画審議会条例

昭和46年5月15日条例第17号

改正

昭和51年7月1日条例第17号

平成15年3月7日条例第2号

豊川市総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、豊川市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、豊川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 豊川市教育委員会の委員
- (2) 豊川市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 審議会に、調査又は審議を補助させるため幹事を置くことができる。

2 幹事は、市の職員その他適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年 7 月 1 日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年 3 月 7 日条例第 2 号)

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。